

入札に関するお知らせ（WTO関係）

工事番号 19-41320-0047

「吉間田滝根線・（仮称）7号橋上部工事」の入札説明書の一部を下記のとおり修正します。

13 低入札価格調査制度に関する事項

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

(1) 失格基準について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表が下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 直接工事費に対する失格基準

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.9  
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準

共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額×0.9  
(千円未満切り捨て)

ウ 現場管理費に対する失格基準

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.8  
(千円未満切り捨て)

~~エ 一般管理費に対する失格基準~~

~~一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額×0.5  
(千円未満切り捨て)~~

\* 「エ 一般管理費に対する失格基準」を削除します。